

令和3年度

健全化判断比率等審査意見書

令和4年8月

大津町監査委員

目 次

第 1	審査の種類	P. 1
第 2	審査を執行した監査委員	P. 1
第 3	審査の期日・場所	P. 1
第 4	審査の対象	P. 1
第 5	審査の着眼点及び主な実施内容	P. 1
第 6	審査の結果	P. 2～
	〔1〕 算定対象会計	
	〔2〕 審査結果の概要	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
	〔3〕 審査内容の詳細	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
第 7	審査意見	P. 13

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
- 2 金額は、表示単位未満を四捨五入した。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入した。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」.....該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
「0.0」.....該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」.....負数又は減数

第 1 審査の種類

健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

第 2 審査を執行した監査委員

今村昭彦 監査委員 佐藤真二 監査委員

第 3 審査の期間・場所

- ① 期間 令和4年7月14日(木)
- ② 場所 大津町役場 委員会室403

第 4 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式

第 5 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式について、大津町監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して審査を行った。

審査にあたっては、基準である「健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか」を確認するため、各会計決算書並びに、普通会計決算状況調、健全化判断比率に関する算定様式、資金不足比率に関する算定様式、地方財政状況調査表等の提出を受け、各比率等の算定に用いる数値と、算定の正確性を確認した。

なお、近年、健全化判断比率の結果の数字だけを見るだけでは、財政の全体像を捉えることはできないとの指摘がなされていることから、算定結果の値だけではなく、その算定式や算定に要する数値についても示している。

第 6 審査の結果

〔1〕 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は次のとおりである。

公共下水道事業会計および農業集落排水事業会計は、令和元年度まで地方公営企業法非適用の特別会計であったが、令和2年度より法適用の公営企業会計に移行している。

大津町	一般会計	一般会計等	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	一般会計	↑ 資金不足比率 ↓	事業ごとに
	特別会計						共有財産特別会計(※1)		
	うち公営 企業会計						国民健康保険特別会計		
							介護保険特別会計		
	公営事業会計	後期高齢者医療特別会計							
一部事務組合・広域連合							工業用水道事業会計		
							公共下水道事業会計		
							農業集落排水事業会計		
地方公社・第三セクター等							菊池環境保全組合		
							菊池広域連合		
							その他(※2)		
							該当なし		

(※1) 大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計 (以下同じ)

(※2) 「その他」の内容

熊本市町村総合事務組合、熊本県国民健康保険団体連合会、
 熊本県後期高齢者医療広域連合、大津町西原村原野組合、
 大津菊陽水道企業団

〔2〕 審査結果の概要

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.5	—
早期健全化基準	13.47	18.47	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。
当年度の実質公債費比率は6.5%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

2 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	公共下水道事業会計	農業集落排水事業会計	工業用水道事業会計
資金不足比率	—	—	—
財政健全化基準	20%		

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

〔3〕 審査内容の詳細

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

実質収支額は11億4,415万3千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△12.41%となり、前年度に比べ4.56ポイント赤字率が減少(黒字が増)している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
参考比率 A/B	△12.41	△7.85	△4.56

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算している

〔実質赤字比率算定の内訳〕

(単位: 千円、%)

会 計 名	実質収支額		増減額	増減率
	令和3年度	令和2年度		
一般会計	1,105,798	621,833	483,965	77.8
共有財産特別会計	38,355	48,166	△9,810	△20.4
合 計 A	1,144,153	669,998	474,155	70.8
標準財政規模 B	9,219,403	8,535,981	683,422	8.0

〔標準財政規模〕

(単位: 千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
標準税収入額等	6,402,169	6,554,123	△151,954	△2.3
普通交付税等	2,048,918	1,514,172	534,746	35.3
臨時財政対策債	768,316	467,686	300,630	64.3
合 計 B	9,219,403	8,535,981	683,422	8.0

標準財政規模Bは、表中の3項目の合計額である。

実質収支額は11億4,415万3千円の黒字で前年度に比べ4億7,415万5千円(70.8%)の増加となっている。

一方、標準財政規模は標準税収入額等64億216万9千円、普通交付税額20億4,891万8千円、臨時財政対策債7億6,831万6千円の合計額92億1,940万3千円である。標準財政規模は前年度に比べ6億8,342万2千円(8.0%)の増加となっている。

標準財政規模が大きくなることで、相対的に黒字比率が低下することになる。

収支差は大きく伸びており、税収や歳入要因である普通交付税の額の伸びを上回り、実質赤字比率も小さくなったものの、この大きさが適正であるかは検討すべきである。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } C}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

連結実質収支額等は17億5,753万6千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての連結実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△19.06%となり、前年度に比べ4.4ポイント赤字率が減少(黒字が増)している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
参考比率 C/B	△19.06	△14.66	△4.4

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算した

〔連結実質赤字比率算定の内訳〕

(単位:千円、%)

会 計 名	実 質 収 支 額			
	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
一般会計等	1,144,153	669,998	474,155	70.8
国民健康保険特別会計	152,106	179,826	△27,720	△15.4
介護保険特別会計	158,579	176,493	△17,914	△10.1
後期高齢者医療特別会計	2,540	3,225	△685	△21.2
小 計 c'	1,457,378	1,029,542	427,836	41.6
会 計 名	資 金 剰 余 額			
	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
公共下水道事業会計	136,278	90,290	45,988	50.9
農業集落排水事業会計	34,184	22,408	11,776	52.6
工業用水道事業会計	129,696	108,913	20,783	19.1
小 計 c''	300,158	221,611	78,547	35.4
合 計 C	1,757,536	1,251,153	506,383	40.5
標準財政規模 B	9,219,403	8,535,981	683,422	8.0

3つの保険特別会計では3会計とも収支が減少したものの、3つの公営企業会計では3会計とも資金剰余額が増加し、連結全体では黒字が5億638万3千円(40.5%)増加している。

この指標においても、一般会計の実質収支の増加により同様の傾向を示している。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金(町債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものであり、比率は次の算式による率の3か年平均となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\text{元利償還金} d' + \text{準元利償還金} d'' \right) D - \left(d' d'' \text{に係る基準財政需要額算入額 } d + \text{特定財源 } E \right)}{\text{標準財政規模 } B - \left(d' d'' \text{に係る基準財政需要額算入額 } d \right)} \times 100$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:％、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
実質公債費比率 (3か年平均)	6.5	8.0	△1.5

〔実質公債費比率算定の内訳〕

(単位:千円、％)

区分		令和3年度	令和2年度	令和元年度
d'	元利償還金	1,831,734	1,770,222	1,635,003
d''	準元利償還金	151,522	161,674	266,153
D	小計(償還金計)	1,983,256	1,931,896	1,901,156
d	元利・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,494,332	1,401,560	1,246,639
E	特定財源	93,018	93,741	91,149
B	標準財政規模	9,219,403	8,536,981	7,990,393
単年度実質公債費比率 (D-(d+E))/(B-d)		5.1	6.1	8.4

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は 6.5％で、前年度に比べ 1.5 ポイント減少している。また単年度では前年度より 1.0 ポイント減少している。

変化の要素は次のとおりである。

(ア) 標準財政規模の増加

(イ) 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の大幅な増加

(ア) 元利償還金, 準元利償還金の状況について(d' d'')

(単位:千円、%)

区分		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) d'		1,831,734	1,770,222	61,512	3.5
準元利償還金 d''		151,522	161,674	△10,152	△6.3
	公共下水道事業会計	60,647	63,385	△2,738	△4.3
	農業集落排水事業会計	27,938	28,062	△124	△0.4
	工業用水道事業会計	0	0	0	—
	一部事務組合	50,779	37,197	13,582	36.5
	債務負担行為に基づく 準公債費	12,158	33,030	△20,872	△63.2
	満期一括償還費公債費 の年度割相当額	0	0	0	—
	一時借入金の利子	0	0	0	—
合 計 D		1,983,256	1,931,896	51,360	2.7

(注1)元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2)準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金d'は6,151万2千円の増加となっているが、準元利償還金d''は1,015万2千円の減少となっているため全体では2.7%の増加となっている。

準元利償還金の減少は、公共下水道・農業集落排水事業会計の公営企業会計への移行に伴う繰入基準の適用の影響や、菊池広域連合の償還金負担が減少したことによる。しかし今後、新庁舎建設や学校の増築等に係る一般会計の償還金や、菊池環境保全組合の新工場建設に係る準元利償還金などの増加が見込まれる。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	－
貸付金財源とした地方債の 貸付金の元利償還金	0	0	0	－
公営住宅使用料	93,018	92,561	457	0.5
災害援護資金貸付返還金	0	1,180	△1,180	△100.0
合 計 E	93,018	93,741	△723	△0.8

公営住宅使用料は、公営住宅建設事業債の元利償還に充当した額である。

特定財源は、前年度に比べ 72 万 3 千円(0.8%)の微減である。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政 需要額に算入された公債費	476,446	490,861	△14,415	△2.9
災害復旧費等に係る 基準財政需要額	1,017,543	910,340	107,203	11.8
密度補正により基準財政 需要額に算入された元利 償還金及び準元利償還金	343	359	△16	4.5
合 計 d	1,494,332	1,401,560	92,772	6.6

この3項目は、地方債の元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額として国が示しているもので普通交付税に含まれているとされる額である。

本格化した熊本地震に対する災害復旧事業債の償還や、菊池環境保全組合の新工場建設に対する負担金に対する需要の増加に対応しているものであるが、普通交付税の用途を限定することになり柔軟な財政運営を阻害する要因となる。

実質公債費率については今回減少しているが、今後は償還額が増加することから、基準財政需要額算入額の状況によっては悪化も予想されるため、現在は健全基準の範囲内ではあるが今後の推移に注意する必要がある。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の町債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 } F - \text{充当可能な財源 } G}{\text{標準財政規模 } B - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } d)} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

将来負担額を充当可能な財源額が上回るため、健全化判断比率としての将来負担比率の数値はない。

参考として、マイナス値として比率を算定すると△23.4%となり、前年度より1.4ポイント悪化している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
将来負担比率	△23.4%	△24.8%	1.4

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔将来負担比率算定の内訳〕

(単位: 千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
将来負担額 F	23,218,733	22,281,792	936,941	4.2
充当可能な財源 G	25,023,264	24,052,025	971,239	4.0
F — G	△1,804,531	△1,770,233	△34,298	△1.9
標準財政規模 B	9,219,403	8,535,981	683,422	8.0
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	1,494,332	1,401,560	92,772	6.6

将来負担額は9億3,694万1千円(4.2%)増加しているが、充当可能な財源が9億7,123万9千円(4.0%)増加しているため、その差額は前年度より3,429万8千円増えている。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
町債の現在高	18,671,252	17,565,695	1,105,557	6.3
債務負担行為に基づく 支出予定額	0	9,649	△9,649	△100.0
公営企業債等繰入 見込額	1,278,237	1,631,756	△353,519	△21.7
一部事務組合等への 負担等見込額	2,907,188	2,493,055	414,133	16.6
退職手当負担見込額	362,056	581,637	△219,581	△37.8
合 計 F	23,218,733	22,281,792	936,941	4.2

将来負担額は232億1,873万3千円で、前年度に比べ9億3,694万1千円(4.2%)の増加となっている。

これは主として新庁舎建設や臨時財政対策債の発行、一部事務組合である菊池環境保全組合の新処分場建設に係る起債の元利償還に伴う負担などの見込みが大きく増加したことが大きな要因である。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
充当可能な基金	5,647,553	5,108,664	538,889	10.5
充当可能な特定財源	996,267	975,016	21,251	2.2
地方債の償還等に要する 経費として基準財政需要 額に算入される見込み額	18,379,444	17,968,345	411,099	2.3
合 計 G	25,023,264	24,052,025	971,239	4.0

充当可能な財源においては、全体で9億7,123万9千円(4.0%)の増加となっている。この大きな要因は、災害復旧事業債、菊池環境保全組合の新工場建設に対する負担金に対応する増額である。

将来負担比率については、早期健全化基準からは大きく離れており、健全な状態にはあるが、実質公債費比率と同様に悪化も予想されるため、今後の推移に注意する必要がある。

2 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 I}}{\text{事業規模 H}} \times 100$$

$$\text{資金不足額 I} = \{ \text{流動負債等} + \text{建設改良費以外の財源とした地方債残高} - \text{流動資産等} - \text{解消可能資金不足額} \}$$

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

参考として、算式の「資金不足額」を「資金剰余額」とし比率を算定した。

〔資金剰余の比率〕

(単位: %、ポイント)

区分	令和3年度	令和2年度	増減率
公共下水道事業会計	31.2	21.5	
農業集落排水事業会計	112.7	74.8	
工業用水道事業会計	207.8	179.0	28.8

3会計ともに流動資産・流動負債の差額に因する資金については剰余を有している。
資金剰余比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔資金剰余の比率算定の内訳〕

区分		流動負債等	(ア)	流動資産等	(イ)	資金剰余額	事業規模
公共下水道事業会計	令和3年度	358,170	0	494,448	0	136,278	436,277
	令和2年度	94,688	0	184,978	0	90,290	419,202
	増減	263,482	0	309,470	0	45,988	17,075
農業集落排水事業会計	令和3年度	4,475	0	38,659	0	34,184	30,322
	令和2年度	2,564	0	24,972	0	22,408	29,970
	増減	1,911	0	13,687	0	11,776	352
工業用水道事業会計	令和3年度	8,966	0	138,662	0	129,696	62,426
	令和2年度	6,434	0	115,347	0	108,913	60,852
	増減	2,532	0	23,315	0	20,783	1,574

※(ア)は建設改良費以外に充てた地方債残額、(イ)は解消可能資金不足額

第 7 審査意見

令和3年度における財政健全化判断比率等の審査においては、全ての指標において健全化基準の範囲内にあり、ただちに財政状態の悪化が懸念される状態にはないが、健全化判断比率は財政を再生しなければならないほど悪化した自治体をあぶりだすための指標であり、財政状況が健全かどうかを裏付ける指標ではない。

詳細に見ていくと、実質収支、連結実質収支とも収支差の黒字幅が著しく増加しており、公債費・準公債費は今後も増加が見込まれる。また将来負担額も増加している。

近年、財政非常事態宣言を出した自治体の多くは、健全化判断指標においては健全と判断される自治体であり、問題となっているのは政策の硬直による財政の硬直化である。すなわち将来負担の増加に対し、負担者・負担能力が減少していく今後においても財政の健全性が維持されるよう政策を取捨選択しながら展開することが求められる。

令和3年度には、町の振興総合計画の後期計画が策定されたが、その裏付けとなる財政計画では詳細が示されておらず、詳細な財政計画を定めることと健全な財政を維持できることを確認できる指標を同時に示していただくことを求めたい。